○泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例

平成6年6月24日

泉佐野市条例第11号

改正　平成6年9月27日泉佐野市条例第22号

平成9年3月26日泉佐野市条例第3号

平成11年3月29日泉佐野市条例第8号

平成12年3月29日泉佐野市条例第12号

平成13年12月26日泉佐野市条例第22号

平成16年9月24日泉佐野市条例第30号

平成18年9月29日泉佐野市条例第29号

平成20年3月31日泉佐野市条例第6号

平成23年12月22日泉佐野市条例第31号

平成24年6月29日泉佐野市条例第25号

平成26年3月26日泉佐野市条例第5号

平成26年12月19日泉佐野市条例第26号

平成27年12月25日泉佐野市条例第36号

泉佐野市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例(平成5年泉佐野市条例第29号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この条例は、こどもに係る医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「こども」とは、出生の日から15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2　この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監督保護する者をいう。

(対象者)

第3条　この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有するこどもとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者

(2)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者

3　第1項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費(入院時食事療養費を除く。)の助成を受けることができない。

(1)　泉佐野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年泉佐野市条例第36号)により医療費の助成を受けることができる者

(2)　泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例(昭和55年泉佐野市条例第10号)により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条　市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費について保険給付が行われた場合(訪問看護療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、国民健康保険法の規定による被保険者(被保険者であった者を含む。)又は社会保険各法の規定による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1)　対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合

(2)　社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われた場合

(助成の方法)

第5条　こどもに係る医療費の助成は、助成額を当該助成に係る療養の取扱いについて本市と契約を締結した病院、診療所及び薬局(以下「契約医療機関」という。)に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、助成額を対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の申請)

第6条　医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請して医療証の交付を受けなければならない。ただし、前条ただし書の規定により助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2　前項ただし書の規定による申請は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(医療証の交付)

第7条　市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

(医療証の提示)

第8条　医療証の交付を受けた対象者の保護者は、契約医療機関において助成に係る療養を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。

(通知)

第9条　市長は、第6条第1項ただし書に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに支給するか否かを決定する。

2　市長は、前項の医療費の助成を行うことを決定したときは、その旨を通知するとともに、第4条の規定に従い当該申請に係る助成額を申請者に支給する。

3　市長は、第1項の医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知しなければならない。

(届出の義務)

第10条　医療証の交付を受けた対象者の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)　住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったとき

(2)　対象者が死亡したとき

(3)　対象者の資格が喪失したとき。

(損害賠償との調整)

第11条　市長は、対象者が疾病等に関し損害賠償を受けたときは、その限度において、第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第12条　この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(不正利得の返還)

第13条　市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(委任)

第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

1　この条例は、平成6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2　この条例の施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

付　則(平成6年9月27日泉佐野市条例第22号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附　則(平成9年3月26日泉佐野市条例第3号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附　則(平成11年3月29日泉佐野市条例第8号)

(施行期日)

1　この条例は、平成11年7月1日から施行する。ただし、第3条第3項第1号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の第2条第1項、第3条第2項第3号、第4条第1項、第5条並びに第6条第1項及び第2項の規定は、平成11年7月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成12年3月29日泉佐野市条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年9月24日泉佐野市条例第30号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5　第4条の規定による改正後の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、こ

の条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成18年9月29日泉佐野市条例第29号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日泉佐野市条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成23年12月22日泉佐野市条例第31号)

(施行期日)

1　この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成24年6月29日泉佐野市条例第25号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

附　則(平成26年3月26日泉佐野市条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成26年12月19日泉佐野市条例第26号)

(施行期日)

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成27年12月25日泉佐野市条例第36号)

(施行期日)

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療

費の助成については、なお従前の例による。